

クラウドクレジット株式会社

2019年2月15日

【為替ヘッジあり】カメルーン中小企業支援プロジェクト 14号運用レポート

表記ファンドは過日のお知らせの通り、運用期間を再延長させていただいております。そのうえで、現時点におけるファンドの運営状況をご連絡申し上げます。

出資金総額	:JPY 24,290,000.-
うち投資送金額	:JPY 22,711,150.-
うちヘッジ担保金	:JPY 1,214,500.-
うち運用手数料	:JPY 364,350.-

=== 運用開始時の状況 ===

グループ会社貸付実行日	:2017年4月4日
グループ会社貸付金額	:EUR 191,251.79
適用直物 EURJPY レート	:118.75
適用先物 EURJPY レート	:117.45
グループ会社貸付期間（予定）	:2017年4月4日から2018年4月25日
資金運用日数	:386日
グループ会社貸付金利（年利）	:14.5%

=== 2019年1月25日時点の状況 ===

累積経過利息額(延長時の経過利息含む)	:EUR 50,220.62
実現グループ会社利息返済額	:EUR 32,138.57
未返済の利息額	:EUR 18,082.05
予定グループ会社元本返済額	:EUR 191,251.79
実現グループ会社元本返済額	:EUR 191,167.58
未返済の元本額	:EUR 84.21
グループ会社負担外為両替手数料	:EUR 251.33
適用直物 EURJPY レート	:124.53
出資者返済原資	:EUR 223,557.48

為替ヘッジ取引の営業者立替金精算額※	:JPY 2,212,649.-
円貨換算出資者返済原資	:JPY 27,902,208.-
ファンドの実現利回り	:最終的な元利金償還を終えるまで未定
募集時期期待利回り	:10.8% (期間：2017年4月4日～2018年4月30日)

※為替ヘッジ取引の営業者立替金精算額について

2018年5月16日に配信しております、【為替ヘッジあり】カメルーン中小企業支援プロジェクト14号運用レポートの「為替ヘッジ取引について」にてご説明させていただきましたとおり、本ファンドは当初満期日において、為替予約をしておりましたが、その決済に必要なユーロ貨をオバンバ社からの返済金として受領することができず、本営業者が資金を一時的に立て替えておりました。2018年4月期における立替金の残高は2,212,649円で、今回の返済からこの立替分を控除したものを投資家の皆様への分配原資とさせていただきます。

運用者コメント

本ファンドは、エストニア子会社が投資家様からご出資いただいた資金で参加しているカメルーンのトレードファイナンス事業からの資金回収に延滞が生じ、ファンド帰属財産の全てを回収できていないことから、2度に渡る運用期間の延長をいたしております。

なお、Ovamba Cameroon Solutions Sarl (以下「オバンバ社」) から本営業者のグループ会社である当社エストニア法人への未返済金については、オバンバ社による資金回収は全額回収済みとの報告を受けておりましたが、カメルーンとモーリシャスの間での送金遅延によってエストニア子会社への返済が滞っておりました。本営業者から当社エストニア法人に貸し付けたローンはEUR 191,251.79 となっておりますが、今回、2019年1月期にEUR 223,557.48の返済を受け、2019年1月25日現在は、未返済元本額EUR 84.21 未返済利息額EUR 18,082.05 となっております。

今回の返済は、オバンバ社からの返済の一部となっており、カメルーンからモーリシャスに本来送金する予定だったが分割して送る必要があったために当社エストニア法人が受け取れていないEUR7,847.91 及び、期間延長による経過利息分に関しては次回以降カメルーンからの送金が行われ次第、分配となります。(経緯については下記をご参照ください。)

なお、カメルーン現地におけるトレードファイナンス契約はすべて終了して元利金を受領済であるため、資金運用が終了しているにもかかわらず当局承認が出ないために資金がカメルーン現地の銀行口座に滞留している期間については利息収入が生じない可能性がございます。

そうした状況を踏まえ、投資家さまの利益を鑑み、今回の当社エストニア法人から本営業者に対する返済金は、元本を優先して返済し、その後残額を利息の返済に充当することとさせていただきました。これは、カメルーン現地での運用はすでに終了しておりファンド全体の返済原資が限定されている中で、エストニア法人からの利息に対応する利益を分配した場合、投資家様において源泉徴収税の負担が生じ、

その分トータルでのネット（手取り）の受取り額が減少してしまうので、その影響を可能な限り限定するためです。一方で、すべての投資家の皆様からご出資している出資金を全額返還してしまいますと、匿名組合契約が終了してしまうため、それを避けるために、それに対応した少額のエストニア法人-営業者間のローン元本を残しております。

送金が滞り一部の未返済金が生じている件に関して、早急な事態の收拾に努めておりますが、これまで経緯について再度以下にまとめ、ご報告させていただきます。

本営業者は以下の通りの報告をオバンバ社より受けています。

- カメルーンからの国外送金に関しては、毎年年初に監査が行われている中で、今年はその内容が厳格化されています。その背景にある要因として、2017年6月にIMFがカメルーンに対して約700億円の与信プログラムを承認（貸付実行済は約180億円）しており、それを受け、当プログラムにおける与信条件を満たすべく、カメルーン政府が国外送金の根拠の確認に関して通常より厳しいプロセスを要求していることが挙げられます。
- 当該国外送金に関し、オバンバ社はオバンバ社モーリシャス法人の所在国（モーリシャス共和国）の政府機関である金融情報部門（Financial Intelligence Unit）が発行した取引内容に関する証明書を求められたため、必要書類等を提出しました。しかしながら、カメルーン当局からの正式な送金承認が遅延しており、オバンバ社のカメルーンにおける取引銀行である Ecobank Cameroon からオバンバ社モーリシャス法人への資金移動が出来ておりませんでした。
- オバンバ社では、早急な解決を目指すべく、カメルーン国内の法律事務所の協力のもと、本件送金承認書の早期取得に向けてカメルーン政府の担当省庁へ継続的な交渉を行いました。
- 2018年9月26日に、オバンバ社 CEO の Mr. Marvin Cole と当社投資管理部長の依田がカメルーン共和国の首都ヤウンデにて同国総理府を訪問、関係官庁における審査手続きを可能な限り迅速化するよう陳情しました。
- 2018年12月3日に当社 CEO と投資管理部長が再度カメルーンを訪問し、オバンバ社の Mr. Marvin Cole ・ Ms. Viola Llewellyn 両名とともに、カメルーン財務省の海外送金所管部門の長と、その他のディレクター等と打ち合わせを行いました。その結果として、現地で止まっていた海外送金の正式な許可を得るとともに、今後の申請プロセスについて口頭の確認を行いました。
- オバンバ社は口座を有しております Ecobank と United Bank for Africa (UBA) の2行に対して送金に必要な各種申請を行いました。その結果、12月27日の東京時間午前2時頃までに、オバンバ社は両行から送金実行前に必要だった書面検証を問題なく終えた旨の連絡を受けました。
- オバンバ社の代表取締役は同社担当者にインターネットバンキング機能を通してオバンバ社モーリシャス法人への送金をアレンジするよう指図を出しておりますが、外国為替市場の取引高が極端に細る年末に一括で多額のユーロ買い（セーフアフラン売り）を行うことは難しく、

順次送金依頼を出すとのこととしました。

- 2019年1月25日付で当社エストニア法人はオバンバ社モーリシャス法人から EUR 610,784.34 の返済を受けました。当該資金はカメルーン中小企業支援プロジェクト 13 号、カメルーン中小企業支援プロジェクト 14 号、【為替ヘッジあり】カメルーン中小企業支援プロジェクト 14 号（当分配）、【為替ヘッジあり】カメルーン中小企業支援プロジェクト 15 号の分配に宛てられます。なお、オバンバ社はカメルーンからの第 2 回目の送金手続きを進めております。

本ファンドは、延長後の最終期を 2019 年 10 月期とさせていただいております。カメルーンでの送金の遅延が解消し、2019 年 10 月より前の期にすべての分配が完了したときには、その期をもって本ファンドの運用は終了いたします。

本営業者は本ファンドのすべての資産が日本に着金して分配を完了するまで、オバンバ社と協力しながら投資家様の利益最大化を図ります。投資家のみなさまにおかれては、今後ともカメルーン中小企業支援プロジェクトへのご理解・ご支援を賜りたく、お願い申し上げます。

<会社概要（クラウドクレジット株式会社）>

【代表者】 杉山智行

【設立年月日】 2013 年 1 月

【資本金等】 2,084,546 千円

【URL】 <https://crowdcredit.jp/>

第二種金融商品取引業

関東財務局長(金商)第 2809 号

一般社団法人 第二種金融商品取引業協会 加入